

**【業務契約書】**

調査委任者（以下、「甲」という）は、調査受任者・株式会社クイックリサーチ（以下、「乙」という）の各種調査業務（以下、「業務」という）の委託に関し、次のとおり同意する。

**第1条（業務の性質）**

甲は、乙の業務の性質上、業務の成功や調査結果の正確さが100%保証されるものではないことを了承する。

**第2条（業務報酬の種類）**

甲が乙へ対し支払う業務報酬の種類に関し、以下の通り定義する。尚、業務報酬金額は、乙が定めた別途「料金表」や「見積もり」に依拠する。

- 1、業務の成功不成功にかかわらず、業務時間数や労働量に応じて支払われる報酬を「基本報酬」とする。
- 2、乙の業務の成功に応じて甲が乙に支払う報酬を「成功報酬」とする。
- 3、各種実費その他受託業務のため発生する実費費用を「経費」とする。
- 4、業務着手時に甲から乙へ支払われる預かり金を「保証金」とする。調査が成功した場合、「保証金」は「成功報酬」の内金となり、「成功報酬」規定のみの業務については、調査が不成功に終わった場合、乙は甲へ「保証金」を返還する。尚、「保証金」の金額は、乙が自由裁量にて決定する。

**第3条（業務報酬の特例）**

業務遂行過程で、予想外の事態が発生し、当初の見積りによる業務範囲を超過して業務を継続せざるを得ない場合は、乙は、甲との協議により、業務報酬の追加を求めることができる。

**第4条（業務報酬の支払時期）**

甲が乙へ支払う業務報酬の支払時期は次の通りとする。

- 1、「基本報酬」、及び、「保証金」は、業務委任時に、これを支払う。
- 2、「成功報酬」は、乙による甲への業務完了通知後、平日換算で2日以内に、甲が一括して乙に支払う。
- 3、「経費」設定のある調査種目は、甲は乙の求めに応じ、速やかに「経費」を支払う。

**第5条（業務契約の解除）**

- 1、データ確認調査・基本報酬制による内偵調査の場合、甲は、業務契約成立後、乙が定める調査期間内は、原則契約の解除はできない。ただし、乙が定めた調査期間を大幅に超過しても、調査報告が得られない場合、甲は乙との協議により契約を解除することができる。
- 2、時間課金による基本報酬制の行動調査においては、甲が、本契約第6条で定めるキャンセル料を乙へ支払う場合、甲からの調査解除を可能とする。
- 3、甲が次の各号の一つに該当する時は、乙は何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合でも、甲は契約締結時の業務報酬全額（行動調査の予約時間分料金全額/データ確認調査での成功報酬を含む業務報酬総額）を支払うものとする。
  - (1)甲が乙の規定する業務報酬支払い期限を守らない場合。
  - (2)甲の業務依頼の内容もしくは利用目的が、犯罪・違法であるもの、差別につながる可能性あるもの、または、その他公序良俗に反するものと乙が判断した場合。
  - (3)業務の継続により乙の営業に支障を生じ、乙が損害を被った場合、またその蓋然性があると乙が判断した場合。
  - (4)甲乙の信頼関係が著しく破壊されたものと乙が判断した場合。
  - (5)前号までの定めその他、甲が本契約各条項に違反した場合。
- 4、天災暴動その他業務上の不可抗力により業務の継続が困難であると乙が判断した場合、乙による契約の解除を可能とする。その際、乙は業務中止/中断までに発生した業務報酬を支払うものとする。
- 5、業務契約締結後、甲側から調査着手/変更指示が無いまま30日間を経過した場合、調査が終了したものとみなし、甲は乙に対し、支払済み業務報酬の返還を求めることができない。

**第6条（キャンセル料）**

- 1、行動調査においては、業務着手後、甲側の事情で途中解除する場合、甲は乙に対し以下キャンセル料を支払う。
 

|                                  |                                  |
|----------------------------------|----------------------------------|
| (1)業務開始時間の24時間以内（当日）：基本報酬の80%    | (2)業務開始時間の48時間以内（2日以内）：基本報酬の70%  |
| (3)業務開始時間の72時間以内（3日以内）：基本報酬の60%  | (4)業務開始時間の96時間以内（4日以内）：基本報酬の50%  |
| (5)業務開始時間の120時間以内（5日以内）：基本報酬の40% | (6)業務開始時間の144時間以内（6日以内）：基本報酬の30% |
| (7)業務開始時間の168時間以内（7日以内）：基本報酬の20% | (8)業務開始時間の192時間以内（8日以内）：基本報酬の10% |
- 2、行動調査の場合、業務遂行中、推移状況(交通情勢・地理的状況等)、対象者の警戒・違反運転、或いは、公益上の問題、天変地異等の不可抗力により、業務中止/中断を余儀なくされた場合、甲は、開始から中止/中断までの実働時間に対する業務報酬を乙へ支払う。又、予約時間から実働時間を差し引きした余剰時間に対しては規定のキャンセル料が発生する。
- 3、業務着手前、及び、中止事由が乙の事情による場合は、キャンセル料は発生しないものとする。

**第7条（調査報告の時期）**

- 1、乙は、甲からの業務報酬全額の支払いを確認後、調査結果を乙へ報告する。
- 2、甲は、業務委任時に、乙が甲に通知する報告期日は、物理的・地理的状況や難易度により、少なからず遅延する場合があることを了承する。

**第8条（調査結果の取扱い）**

甲は、乙が報告した調査結果を、犯罪行為やその他違法行為の為に用いないことを誓約する。

**第9条（秘密の保持）**

- 1、甲は、乙の業務結果を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。
- 2、法令に基づく正当な開示要求である場合を除き、乙は、個人情報保護法、及び、関係法令を遵守し、業務上知り得た秘密を許可無く第三者に漏洩しないことを確約する。
- 3、乙が業務上取得した資料、及び、調査結果の保管期限は、甲への報告後6ヶ月間とし、乙は、期限経過後、全ての関連資料を破棄するものとする。

#### 第10条（調査結果に対する免責事項）



甲の事前情報の過誤により、意図と異なる結果を生じた場合、並びに、甲が当該業務実施により知り得た情報の利用に起因する副次的な不利益に関しては、乙はその責を一切追わないものとする。

#### 第11条（支払督促）

甲が、支払い期限経過後も乙に対する業務報酬を支払わない場合、乙は、年利29.2%の遅延損害金に加え、支払い督促に関する一切の費用を、甲に請求することができる。

#### 第12条（甲乙間の紛争）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を専属の第一審管轄裁判所とする。

|  |            |                             |   |
|--|------------|-----------------------------|---|
| <b>調査内容・料金</b>                           |            |                             |   |
| ※<br>事前のお見積り・料金<br>確認書面・HPの料金表<br>に基づきます |            |                             |   |
| <b>調査対象者</b>                             | 氏名・名称      |                             | フリガナ  |
|  | 性別         |                             | 生年月日・年齢   |
|  | 住所         |                             |   |
|  | 前住所        |                             |   |
|  | 固定電話       |                             | 携帯電話  |
|  | 勤務先        |                             | 勤務先電話   |
|  | 勤務先住所      |                             |   |
|  | 実家住所       |                             |   |
|  | 実家電話       |                             | 実家世帯主   |
|  | 車両・移動手段    |                             | 身体的特徴   |
|  | 関連人物       |                             |   |
|  | その他事項      |                             |   |
|  | <b>委任者</b> | 氏名・名称                       |   |
| 住所                                       |            |                             |   |
| 自宅電話                                     |            |                             | 携帯電話  |
| PCメール                                    |            |                             | 携帯メール   |
| <b>受任者</b>                               | 商号         | 株式会社クイックリサーチ                |   |
|  | 所在地        | 東京都新宿区北新宿2-6-20-504         |   |
|  | E-mail     | info@qrinvestigations.co.jp |   |
|  | 電話番号       | 03-3362-3939                | 代表取締役 小山 悟郎   |
|  | 届出番号       | 公安委員会 届出済確認証書番号 第30070074号  | 契約担当者 小山 悟郎   |
|  |            |                             |  |
|  |            |                             |  |